（削る）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

9　閉鎖系を設置する作業区域に製造従事者のための汚染除去設備及び洗浄設備を有すること。

10　必要な場合は、閉鎖系を設置する作業区域に空気の汚染を最小限にするための換気設備を設けること。

11　廃液及び廃棄物の処理については、あらかじめ有効であることが確認されている手段により、不活性化してから行うこと。

別記第三（別記第一関係）

宿主、ベクター、挿入ＤＮＡ及び組換え体の性質の基準

一　宿主は、次に掲げる性質を有すること。

1　非病原性であること。

2　ウイルス等の病原性に関係のある外来因子により汚染されていないこと。

3　長期にわたり工業的利用が安全になされているものであるか、又は工業的利用の場で最適の増殖が可能であり、外界においては限られた増殖能力しか示さず、かつ、環境に悪い影響を及ぼさないものであること。

二　ベクター及び挿入遺伝子は、次に掲げる性質を有すること。

1　ＤＮＡの分子量及び制限酵素による切断地図等が十分に明らかにされているものであること。

2　既知の有害な塩基配列を含まないこと。

3　目的の機能を果たすために挿入ＤＮＡの大きさが可能な限り小さく制限されていること。

4　目的の機能に必要な場合を除き、組換え体の外界での安定性が増大するようなものでないこと。

5　伝達性に乏しいものであること。

6　自然の状態では耐性を獲得することが知られていない生細胞に耐性マーカーを伝達しないこと。

三　組換え体は、次に掲げる性質を有すること。

1　非病原性であること。

2　工業的利用の場において宿主と同程度に安全であり、外界において限られた増殖能力しか示さず、かつ、環境に悪い影響を及ぼさないものであること。